

生活に関する事項

- (1) 生徒の本分である学業に積極的に励み、社会の変化に対応できる力を身につける。
- (2) 集団活動を通して友情を深め、心豊かな人格の向上を目指す。
- (3) 自他の生命を尊重し、自主的に健康の保持増進と体力の向上をはかる。

1 服装

(1) 服装はその人の心情や品位などを表すとともに、集団にあってはその雰囲気構成する重要な要素であり、質素と清潔を保たなければならない。

(2) 服装は次のように規定される。

Aタイプ、Bタイプどちらの制服でも選択可。

スラックス・スカートはどちらでも選択可。

※スラックスの裾は引きずらないこと。

※スカート丈は裾が膝頭の中央よりも長くすること。

| | Aタイプ | Bタイプ |
|---|----------------------------------|---------------------------------------|
| 夏 | 白色カッターシャツ | 夏用セーラー服 |
| 冬 | 黒詰襟学生服 (標準型学生服。 長ラン、短ラン不可) | 冬用セーラー服 セーラー服の上にカーディガン着用可 (式典時は不可) |

セーラー服 襟に2本の白線が入る。黒又は紺のリボンを襟の下につける。

上着丈 (ベルト部が見えない)

校章 Aタイプ 上着の左襟につける (ねじで取りつけるもの)。

夏服は、左胸につける (安全ピンで取りつけるもの)。

Bタイプ セーラー服の左胸につける (安全ピンで取りつけるもの)。

カーディガン 色は制服と同色の黒又は濃紺とする。形式はレギュラーサイズとし、体型にあったものを着用する。着用期間はおおむね10月中旬～4月中旬とする。

2 諸届けに関する事項

| 諸届けの種類 | 届出先 |
|-------------|----------|
| 外出 | 担任・生徒指導部 |
| 掲示物・紛失物・拾得物 | 生徒指導部 |
| アルバイト | 担任→生徒指導部 |

・アルバイトは原則として禁止である。

3 通学に関する事項

(1) 自転車

- ア 自宅から学校又は最寄りの公共交通機関の駅までの距離が 2 km 以上で、自転車通学を希望する場合は、「T S マーク付帯保険」の加入書を添えて「自転車通学許可願」を提出する。
- イ 許可願が受理された後、使用する自転車に「恵那高ステッカー」を貼付して通学する。
- ウ 体力作りの観点から、近距離通学（およそ 3 km 以内）については、徒歩とすることが望ましい。
- エ 自転車通学許可は、定期点検することを条件に毎年更新される。

(2) 二輪車等

二輪車等の使用は昭和 51 年 2 月 17 日付教保第 829 号、昭和 51 年 3 月 31 日付教保第 951 号通達に基づき次の通り定める。

ア 二輪車等の通学申請について

- ① 特別の事情により通学を希望する生徒は、「二輪車等通学許可願」を提出する。
- ② 可否に関しては次の基準に従って審査し決定される。
 - 1) 自宅から学校または最寄りの公共交通機関の駅までの距離が 8 km 以上ある。
 - 2) 運転する二輪車等は原動機付自転車（排気量 50cc 以下）である。
 - 3) その他の特別な事情。

イ 運転免許証の取得について

- ① 二輪車等を利用した通学を許可された生徒は、「免許証取得願」を提出し、「免許証取得許可書」の発行を申請する。
- ② 「免許証取得願」と同時に「宣誓書」を提出しなければならない。

ウ 二輪車等の通学の条件について

- ① 運転免許証を取得しており、損害賠償責任保険等に加入している。
- ② 運転するときは、「運転免許証」とともに学校長が発行する「二輪車等通学許可書」を携帯する。
- ③ 運転する二輪車等に、「二輪車等の許可ステッカー」を貼付する。

4 自動車免許取得について

自動車学校へ入校する場合は、県高等学校校長会「申し合わせ事項」に従わなければならない。

5 規定の改正又は廃止の手続き

- (1) 生徒会執行部は、生徒の意見を集約し、生徒議会を招集して校則の改正又は廃止の承認を得た後、校長に対しそれを要求することができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、生徒や保護者から意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定については、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

法律・県条例（参考）

- (1) 刑法 未成年者飲酒禁止法 第 1 条により未成年者の飲酒は禁止されています。
- (2) 刑法 未成年者喫煙禁止法 第 1 条により未成年者の喫煙は禁止されています。
- (3) 県青少年健全育成条例第 28 条により午後 10 時以降の外出は正当な理由がない場合には深夜徘徊となります。